

津市条件付一般競争入札参加申込書

平成 年 月 日

(あて先) 津 市 長

所 在 地
商号 (名称)
代表者氏名 印

平成 3 0 年 4 月 2 日付けで公告のあった津市の発注する下記の工事等に係る
条件付一般競争入札に参加しますので、別紙書類を添えて申し込みます。

記

件 名			
場 所	津市 地内		
工期又は期間	本契約の締結の日から起算して 日間		
特定建設業の許可の有無		有 無	
平成 2 9 年度の総合点 (業種 工事)		点	
今回の工事等 に予定する 配置技術者等	現場代理人	①氏 名	
		資 格	
		②氏 名	
		資 格	
	監理技術者	①氏 名	
		資 格	
		②氏 名	
		資 格	
添付書類：公告参照のこと			

- ※ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書は、審査基準日が平成 2 7 年 1 0 月 1 日から平成 2 8 年 9 月 3 0 日までの通知書に限ります。
- ※ 現場代理人と監理技術者は兼ねることができます。
- ※ 本工事については、2 名まで技術者の申請をすることができます。なお、本契約の締結の日に、申請したいいずれかのものを配置すること。

施工計画書の取り扱いについて

入札参加申込み時に提出の施工計画書については、公文書として保管し、情報公開の対象となります。

施工計画書の計画工程表の作成に当たっては、議決日の関係から工事の開始日を平成30年6月29日以降としてください。

平成 年 月 日

施工計画書（事前審査用）

（あて先）津 市 長

入札参加業者名

所 在 地

商号（名称）

代表者氏名

⑩

施工計画書（事前審査用）について、下記工事の入札参加資格の認定を受けるため提出いたします。

記

工事名

- 添付書類
- (1) 工事概要
 - (2) 計画工程表（予定）
 - (3) 現場組織表（予定）
 - (4) 施工方法（予定）
 - (5) 交通管理（予定）

(1) 工事概要

ア 工 事 名

イ 工事場所

ウ 工 期

エ 工事内容

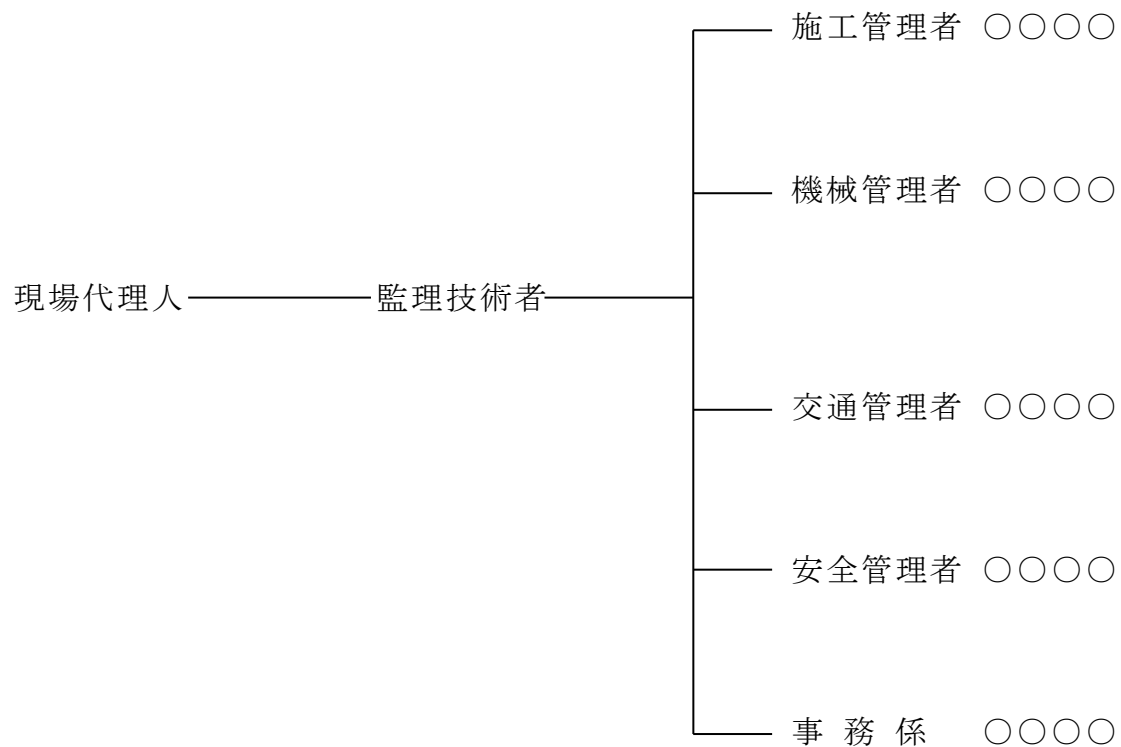
(2) 計画工程表

※ 工事の施工順序及び所要時間等を示し、工期全体を把握できる実施工程表を添付してください。

(3) 現場組織表

三重県公共工事共通仕様書等を参考に、施工現場における組織の編成、命令系統、業務分担等を明確にした現場組織表を作成してください。

【現場組織表記載例】



（４）施工方法

本工事の施工順序を記述するとともに、その中の主要工種については、施工方法を簡略に記述してください。

その他、地元への周知方法及び苦情に対する処置方法についても必要に応じて記述してください。

(5) 交通管理

ア 交通安全対策

イ 運搬経路図及び交通安全施設図

図面等を添付してください。

施工実績届出書

平成 年 月 日

住所(所在地)

商号(名称)

代表者氏名

印

工 事 名 称 等	工 事 名	
	工 事 場 所	
	発 注 者 名	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
	受 注 形 態 等	☐ 単体 ☐ 共同企業体（出資比率 %）
工 事 概 要 等	工 法 等	

※ 公告 2 (11)の施工実績について記載すること。

※ 同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。

※ コリンズ等の写しを添付すること。

（工事内容の確認のため仕様書・図面の一部(写し)を添付すること。）

平成 3 0 年 月 日

(あて先) 津 市 長

所 在 地

商号 (名称)

代表者氏名

印

宣誓書

平成 3 0 年度営ス振継第 2 号旧津市民プール解体工事に係る入札に当たり、
下記のことについて事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- 2 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領 (平成 1 8 年 1 月 1 日施行。
以下「要領」という。) 第 4 条第 1 項に掲げる要件を備えていること。
- 3 要領第 4 条第 2 項各号の一に該当しないこと。
- 4 民事再生法 (平成 1 1 年法律第 2 2 5 号) に基づく再生手続開始の申立て、
会社更生法 (平成 1 4 年法律第 1 5 4 号) に基づく更生手続開始の申立て、
破産法 (平成 1 6 年法律第 7 5 号) に基づく破産手続開始の申立て、会社法
(平成 1 7 年法律第 8 6 号) に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関
係法律の整備等に関する法律 (平成 1 7 年法律第 8 7 号) 第 6 4 条の規定に
よる改正前の商法 (明治 3 2 年法律第 4 8 号) に基づく整理開始の申立て若
しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再
生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされ
た者であっても、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査 (その日以
後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、
当該経営事項審査) の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認め
られ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。